

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出により算定できる加算について(二重線部分)

加算名	対象サービス	加算単位	概要
<u>地域生活支援拠点等相談強化加算</u>	計画相談支援 短期入所	700単位／回	拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合に、受け入れ実績(回数)に応じて月4回を限度に算定。
緊急短期入所受入加算 ※拠点等の機能を担うか否かは問わない		(I)180 単位／日 (II)270 単位／日	居宅において介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては14日)を限度として当該緊急利用者のみに対して加算。
定員超過特例加算		50単位／日	緊急利用者を受入れ、かつ、運営規定に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき加算。算定開始日から起算して10日を限度として算定でき、当該加算の算定期中は利用者の数が利用定員を超える場合の減算は適用しない。
<u>地域生活支援拠点に係る加算【新設】</u>		100単位／日	拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価し、利用者全員について利用開始日に加算(緊急時の受け入れに限らず算定可能)。
緊急時対応加算	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	100単位／回 ±50単位／回【新設】	居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護を利用者またはその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行なった場合に、1回の要請につき1回を限度に加算。
緊急時支援加算【新設】	自立生活援助	(I)711単位／日 ±50単位／日 (II)94単位／日	緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時)に、 (I)速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行なった場合に加算。 ※宿泊による支援の場合は宿泊日及び退所両方を算定可能。また、短期入所の支給決定を受けている場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等のやむを得ない場合においては算定可能。 (II)電話による相談援助を行なった場合に加算。(I)を算定している場合は算定できない。
緊急時支援費	地域定着支援	(I)712単位／日 ±50単位／日【新設】 (II)95単位／日	緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時)に、 (I)速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行なった場合に算定。 (II)電話による相談援助を行なった場合に算定。(I)を算定している場合は算定できない。
障害福祉サービスの体験利用支援加算	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援A・B	(I)初日～5日目 500単位／日 ±50 単位／日 (II)6日目～15日目 250単位／日 ±50 単位／日	指定障害者支援施設等において日中活動系サービスを利用する者が、指定地域移行支援を通じて障害福祉サービスの体験利用をする場合に、星間の時間帯における介護等の支援を行なった場合に加算。
障害福祉サービスの体験利用加算	地域移行支援		障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に加算。
<u>体験宿泊支援加算</u>	施設入所支援	120単位／日	入所者が指定地域移行支援の体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を利用する場合に、指定地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行なった場合に加算。
体験宿泊加算	地域移行支援	(I) 300単位／日 ±50 単位／日 (II) 700 単位／日 ±50 単位／日 ※(I)及び(II)を合計して15日を限度	(I)体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を提供した場合に加算。 (II)(I)かつ利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜帯を通じて必要な見守り等(配置又は複数回の巡回による)の支援を行なった場合に加算。
重度障害者支援加算 ※拠点等の機能を担うか否かは問わない	生活介護	体制を整えた場合 7単位／日 支援を行なった場合 180単位／日	拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価
<u>地域体制強化共同支援加算</u>	計画相談支援	2,000単位／回	支援が困難な利用者等に対して、相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービス等を提供する事業者の職員等が、当該利用者についての情報共有及び支援内容の検討を行なう上で、在宅での療養上必要な説明及び指導を協働して実施するとともに、地域課題を整理し協議会等に報告を行なった場合に、月1回を限度に算定。

【加算の内容・請求についての問い合わせ】

杉並区保健福祉部障害者施策課 認定・給付係 割当担当 03-3312-2111 内線 1134, 1159